

令和2年度山形県食品衛生監視指導計画の概要について

策定の趣旨： 飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を目的に、食品の安全性の確保に必要な施策を計画的に実施するため、食品衛生法第24条の規定により、県が食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、公表することが義務付けられている。策定にあたっては、広く県民の意見を募集する。

令和元年度の主な取組み

食品の安全を取り巻く状況

令和2年度の主な取組み

(1) 食品等事業者に対する監視指導

◎ 食品衛生法の規格基準が適用される食品の製造施設及び取扱施設並びに輸入原材料を使用して食品を製造する事業者に対する監視指導の強化

(2) と畜検査の実施及びと畜場等に対する監視指導

◎ と畜業者に対し、HACCPに基づく衛生管理の実施状況の確認・検証

(3) HACCPによる衛生管理の制度化に向けた取組強化

◎ HACCPの制度化に対応するため食品等事業者の規模に応じた「HACCPに基づいた衛生管理」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入のための指導助言

◎ 山形県食品衛生協会や民間企業等と連携したHACCP制度化の啓発と導入支援
○ HACCP導入型基準を導入した施設に対する衛生管理の検証

(4) 県内流通食品（輸入食品を含む）の検査

◎ 不適正な食品の流通防止のため、県内流通食品（輸入食品を含む）の収去検査を実施

(5) 食中毒予防対策

◎ 食品等事業者に対するノロウイルス食中毒予防の監視指導の強化及び県民への毒さのこ食中毒の未然防止に係る注意喚起と啓発の強化

◎ 国や他都道府県等との連携強化
○ 各監視強化月間における効率的かつ効果的な監視指導、注意喚起の実施

(6) 適正な食品表示の確保

◎ 食品等事業者に対する新しい食品表示制度に基づく食品表示への切替え促進の取組み強化

○ 関係機関と連携し、産地直売所等における食品表示の監視指導の強化

(7) 食品等事業者における危機管理体制の充実

◎ 食品等事業者による保健所ホットライン活用の周知及び通報の徹底
○ 健康被害発生のおそれがある場合の自主回収等必要な対応に係る指導助言

(8) 生産段階の食品安全規制との連携

○ 関係部局と連携して生産段階の食品の安全確保を推進

(9) 食の安全に関する情報の提供・意見交換

◎ 食に関する交流会を開催し、県民の食に関する不安の軽減と、消費者、生産者、事業者等の相互理解を推進

○ 「やまがた食の安全ほっとインフォメーション事業」並びに県ホームページ、報道機関、SNS等様々な媒体を活用した積極的な情報発信

(10) 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上

○ 食品等事業者に対する食品衛生講習会の開催及び食品衛生監視員等の資質向上のための各種研修会への派遣

食品衛生法の大幅な改正

① HACCPによる衛生管理の制度化

・ HACCPによる衛生管理が制度化され、令和2年6月施行（1年間の移行期間）

② 広域的な食中毒への対応

・ 広域で患者が発生する食中毒への対応強化

③ 飲食店等営業許可制度の見直し届出制度の創設

・ 許可制度の大幅な見直しと新たに届出制度を創設（令和3年6月施行）

④ 食中毒発生状況（令和元年）

〈全国〉事件数 1,057件 患者数 12,572人
原因：アニサキス326件、カンピロバクター286件
ノロウイルス210件など

〈本県〉事件数 9件 患者数 16人
原因：植物性自然毒(トコブチ)6件、
動物性自然毒(フグ)1件、アニサキス1件他
(参考：平成30年発生数)

全国 1,330件 患者 17,282人
本県 10件 患者 59人

⑤ 適正な食品表示の徹底

・ 食品表示の監視及び移行期間にある制度への切替え促進

⑥ 食品衛生上の危機管理対応

・ 健康被害のおそれがあるアレルギー物質の表示漏れや異物混入等の製造者による迅速な回収や改善策の確実な実施

⑦ 中核市に移行した山形市との連携・支援

・ 山形市保健所、山形市食肉衛生検査所と連携するとともに引き続き支援を行う。

(1) 食品等事業者に対する監視指導

◎ 食品衛生法の規格基準が適用される食品の製造施設及び取扱施設並びに輸入原材料を使用して食品を製造する事業者に対する監視指導の実施

(2) と畜検査の実施及びと畜場等に対する監視指導

◎ と畜業者に対し、HACCPに基づく衛生管理の検証と技術的指導助言

(3) HACCPによる衛生管理に関する取組みの推進

◎ 食品等事業者が実施するHACCPによる衛生管理の推進のため、規模や衛生管理能力に応じ、きめ細やかな指導助言

◎ 山形県食品衛生協会や民間企業等と連携したHACCP制度化の啓発と、技術的支援の継続
○ HACCPによる衛生管理を実施している施設に対する検証の充実

(4) 県内流通食品（輸入食品を含む）の検査

◎ 不適正な食品の流通防止のため、県内流通食品（輸入食品を含む）の収去検査を実施

(5) 食中毒予防対策

◎ 広域連携協議会（平成31年4月設置）等による国や他都道府県等との連携強化

◎ 食品等事業者に対するノロウイルス食中毒予防の監視指導の強化及び県民への有毒な植物や毒さのこ食中毒の未然防止に係る注意喚起と啓発の強化
○ 各監視強化月間における効率的かつ効果的な監視指導、注意喚起の実施

(6) 適正な食品表示の徹底

◎ 関係機関と連携した食品表示制度に基づく監視指導の強化

○ 加工食品における原料原産地等移行期間にある制度への切替えの促進

(7) 食品等事業者における危機管理体制の充実

◎ 危機発生時の食品等事業者による保健所ホットライン活用の周知及び通報の徹底
○ 健康被害発生のおそれがある場合の自主回収等必要な対応に係る指導助言

(8) 生産から消費に至る食の安全確保

○ 関係部局と連携して生産段階から流通・消費に至る食品の安全確保を推進

(9) 食の安全に関する情報の提供・意見交換

○ 食に関する交流会を開催し、県民の食に関する不安の軽減と、消費者、生産者、事業者等の相互理解を推進

○ 「やまがた食の安全ほっとインフォメーション事業」並びに県ホームページ、報道機関、SNS等様々な媒体を活用した積極的な情報発信

(10) 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上

◎ 食品等事業者自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質向上のための講習会の開催並びに食品衛生監視員等の最新情報習得のための各種研修会への派遣及び監視指導のスキルアップを図るための研修会の実施

(11) 営業許可制度の見直し及び届出制度の創設に係る取組み

◎ 営業許可制度の見直し及び届出制度の創設により、新たに許可や届出の対象となる食品等事業者に対する制度及び手続き等の周知